

◆◆◆————— 2024.11.18-2 ———◆◆◆

一般社団法人 日本介護支援専門員協会
メールマガジン No.1249

◆◆◆

本日はメルマガを2回に分けて配信しています。

.....【お知らせメニュー】.....

1. ケアマネジメントに係る諸課題に関する検討会（第5回 R6.11.7）
—厚生労働省、ケアマネの人材確保へ
「他産業に見劣りしない待遇を確保する」 検討会で方針
-

検討会の内容は2通に分けて配信しています（NO.1248号・本号 NO.1249）

【記事作成：介護ニュース Joint】

□厚生労働省は7日、ケアマネジメントをめぐる目下の様々な課題と向き合う検討会を開催し、これまでの議論をまとめた「中間整理」の素案を提示しました。

「必要なケアマネジャーのなり手を確保していくことが喫緊の課題」と明記。
「他産業に見劣りしない待遇を確保する」との方針を打ち出しました。

人手不足が深刻化している現状を踏まえ、国として待遇改善の必要性を改めて明示した格好です。今後、介護報酬改定などに向けて具体策が検討されることになります。裏付けとなる財源をどう確保するか、実際にどこまで実現できるかが焦点です。

◆ケアマネジャー試験の受験要件を緩和 対象資格を拡大 実務経験を短縮

また、厚生労働省は人材確保策の一環として、実務研修受講試験の受験要件の緩和に踏み切る方針も示しました。資格に挑戦する人を増やし、人材確保につなげる狙いがあります。

実務研修受講試験は現行、保健・医療・福祉の法定資格に基づく業務、または一定の相談援助業務に就いた期間が通算5年以上であれば受験できます。

厚生労働省は素案に、「一定の資格を有し、様々な経験を有する人の参入を認めることは、多様な背景を持つケアマネジャーの獲得につながる」と記載しました。加えて、「5年の実務経験について、法定研修などによる質の担保を図りつつ、一定の要件を満たす場合に見直す」とも書き込みました。

実際にどんな資格を加えるか、実務経験をどこまで短縮するかは今後詰めます。厚生労働省は次回の検討会で「中間整理」の案を示す予定です。

◆ケアマネジャー更新研修は「継続実施が前提」

あわせて厚生労働省は、ケアマネジャーの負担を軽くして人材確保につなげる観点から、素案に資格の維持で必要な更新研修の大幅な見直しを盛り込みました。

その基本的な考え方として、「利用者に適切な介護サービスを提供するためには、ケアマネジャーの資質の確保・向上が重要」と記しました。そのうえで、「更新研修を含めた法定研修について、継続して実施することを前提としつつ、可能な限り経済的・時間的負担の軽減を図る」と明記しました。

負担軽減の具体策としては、全国で統一的に実施することが望ましい研修内容を国が一元的に作成し、それをオンラインでいつでも受講できるようにする案を提示しました。次の更新までの5年間を使い、個々のケアマネジャーが特定のスケジュールに縛られることなく、柔軟にオンデマンドで受講できるようにする構想を描いています。

◆柴口会長、受験要件の緩和を支持

当協会より構成員として出席した日本介護支援専門員協会の柴口里則会長は、「実務研修受講試験の受験要件の拡大、実務経験年数の緩和は進めるべき。受験要件の緩和については、幅広い職種・資格からの受験を促し、法定研修で介護支援専門員に必要な相談援助スキルを身に付けていくことが重要ではないか」と提言しました。

また法定研修について、「介護支援専門員の負担軽減のために、複数年の受講を可能とする単位制の導入やオンデマンド化は必須。当協会も全国で使える共通コンテンツを整備しており、これらの活用が負担軽減につながる。研修のための研修とならないよう目的を明確にし、実践的な知識や技術、理念などを修得できる

仕組みが重要」と述べました。続けて、「再研修や未経験者の更新研修の受講タイミングについても、より復職しやすい環境の整備に向けて引き続き検討していただきたい」と要請しました。

▽▼資料はこちらから（厚生労働省ホームページ）

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_45155.html

◆—————
◆ 現在募集中の研修等（詳細はリンク先をご確認ください、一部、要ログイン）
◆—————◆

□居宅介護支援事業所ケアマネジメント実務の手引き研修

<https://www.jcma.or.jp/?p=780614>

□令和6年度介護支援専門員生涯学習体系研修

（実践者レベル1、実践者レベル3、指導者レベル1）

<https://www.jcma.or.jp/?p=777466>

□第3回メディカルケアマネジャー研修

<https://www.jcma.or.jp/?p=776410>

□ご登録アドレスについて

・メールアドレスの変更等、会員情報に関しては下記ページにて承っております。

（会員専用 My ページ>会員情報の変更）

https://www.jcma.or.jp/?page_id=28

・配信先をスマートフォンや携帯電話、パソコンのメールアドレスに設定する等、受信する環境によって使い分けていただくことを推奨します。

・システムの都合上、同じメールアドレスで複数の方が登録されている場合、ご登録いただいた人数分が配信されてしまいます。できましたら、個人アドレスへの変更をお願いします。

□メールマガジンについて

- ・メールマガジンのバックナンバーは、ホームページの会員専用 My ページに掲載しています。
- ・メールのレイアウトが崩れて見える場合は「MS ゴシック」や「Osaka 等幅」など等幅フォントでご覧ください。
- ・本メールの送信アドレスに、返信やお問い合わせを頂いてもご返答することができません。ご不明な点・ご質問などございましたら、下記お問い合わせ先までご連絡ください。

発行：一般社団法人 日本介護支援専門員協会

メール info@jcma.or.jp

ホームページ <http://www.jcma.or.jp>

Facebook ページ <https://www.facebook.com/caremanager.japan/>

〒101-0052 東京都千代田区神田小川町1丁目11番地 金子ビル2階

TEL.03-3518-0777 FAX.03-3518-0778

◆個人情報保護方針について

<https://www.jcma.or.jp/?p=5291>
